

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和6年12月18日(水) 午前10時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 稲 田 清 (副委員長) 矢田貝 香 織
岡 田 啓 介 土 光 均 中 田 利 幸 西 野 太 一
又 野 史 朗 森 谷 司

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長 松本防災安全監

[防災安全課] 田中課長 山花危機管理室長 永瀬調整官 村上主任

【福祉保健部】塚田部長

[健康対策課] 小西課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐

【参考人】

陳情第81号

提出団体 原子力防災を考える県民の会

代表 山中幸子 氏

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 戸田議員 錦織議員 松田議員 森田議員 吉岡議員

報道関係者1人 一般5人

審査事件及び結果

陳情第81号 安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求め
る陳情 [不採択]

報告案件

- ・島根原子力発電所2号機に関する動きについて
- (1)島根原子力発電所2号機で発生した火災に関する立入調査結果について
- (2)島根原子力発電所2号機原子炉起動操作について
- (3)島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に対する意見等について(回答)

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、12月11日の本会議で当委員会に付託されました陳情1件について審査するとともに、防災安全課から島根原子力発電所2号機に関する動きについて報告を受けます。

初めに、陳情第81号、安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体の原子力防災を考える県民の会代表の山中幸子様に出席いただいております。

早速、山中様から御説明をいただきたいと思っております。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままで構いません。

それでは、お願いいたします。

**○山中氏（参考人）** 原子力防災を考える県民の会の山中です。今日は陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

このたびは、安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求める陳情を提出しています。米子市議会では、前回の定例会でも別の団体から同じ趣旨の陳情を提出しました。結果として不採択になりましたが、皆様にはたくさんの議論をしていただいたことに感謝しています。

けれども、島根原発2号機が再稼働している今、乳幼児、子どもなど、若い世代の方々の被曝を避けるために、安定ヨウ素剤の事前配布に御理解いただきたいと思っております。被曝を避けるための対策は原子力防災の根幹であり、国も認めているヨウ素剤配布は実効性を上げる手段の一つであることは誰にも否定できないはずで、原子力防災に終わりはなく、この程度でよいとするのではなく、住民のためにできることを最大限実施していただきたいと願っています。

そもそも、事前配布率を上げることに意味はあるのかという疑問を持たれる方が多いかもしれません。まず、配布率を上げることによって、多くの住民が安定ヨウ素剤の服用方法、副作用、管理方法などの正しい知識を得ることができます。また、原子力防災に関する関心が高まり、結果として、原発事故が起きた場合でも落ち着いて行動することができます。特に住民の9割と想定している自動車での避難の際、事前配布されていれば、安定ヨウ素剤を取りに行くために一定の放射線量の下、徒歩で公民館まで往復する必要はなく、無用の被曝を避けることができます。また、屋内退避をしているとき、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用が可能となります。行政側としても、事故が起きたときの緊急配布対象者が減り、よりスムーズな配布が可能になります。

本当に配布率が上がるのだろうかと思われている方もいると思います。会場での受け取りに加えて、オンライン申請、郵送での受け取りができれば、選択肢が増えます。特にオンライン申請、郵送での受け取りの場合、既に実施している新潟県の例を見れば、明らかに若い世代の方々の配布率が上がっています。

次に、既に備蓄しているから場所を把握していればいいのではないかという意見もあると思います。けれども、災害時には様々な困難な状況が突然起こります。荒れた天候や道路状況が悪くて移動が困難な場合でも、手元があれば受け取りに行く負担がなくなります。また、急な服用指示があった場合でも、速やかに対応できるという利点があります。さらに、誤飲などによる副作用のおそれがあるのではないかという疑問を持たれる方も多くいます。けれども、誤飲というのは慌てているときに生じるものです。平時の落ち着いた環境の中で、ビデオによる丁寧な説明を聞くことができれば、服用の方法や副作用についても十分に理解できるので、むしろ誤飲は減少するものと思います。特に、病気やアレ

ルギーなどで服用できない体質の方の場合、自身のリスクを事前に知ることができるので、服用による副作用の被害を避けることができるはずです。

安定ヨウ素剤の管理は難しいのではないかという意見もあると思います。けれども、管理についても、説明を受けることで、適切な保管ができるようになります。3年から5年の期限ごとの交換の際に、管理方法を再確認する機会を持つことができます。もし紛失した場合でも、再配布で対応ができます。また、原発事故時に紛失していた場合は、これまでどおり公民館などで受け取ることになります。

費用負担については、新潟県の場合、安定ヨウ素剤配布に係る費用は全額国費負担となっているそうです。UPZ圏内についても、基本的に国費負担になると思います。

以上のほかにも懸念されることがあるのかもしれませんが、まずは検討していただきたいと思います。

新潟県の方法の注目点は、対象者となる住民は安定ヨウ素剤の事前配布について、個別に通知を受けることができるという点、また、携帯などで簡単に申込手続きができて、オンライン上で必要事項を送付し、安定ヨウ素剤を郵送で受け取ることができるという点です。子育て中の若い世代の方々は皆さん仕事で忙しい方が多いので、わざわざ足を運ぶ必要のない、このような方法だとずっと受け取りやすいと思います。住民の健康を守るために、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 本日は御説明ありがとうございます。

この陳情ですけれども、本市に出されたわけですが、この検討を求める先は、議会に求めていらっしゃるという受け止めでよろしいのでしょうか。

また、このような陳情をほかのところにも出されていらっしゃるようでしたら、そのこともお伺いさせていただきます。

**○稲田委員長** 山中様。

**○山中氏（参考人）** ありがとうございます。

これは議会の皆さんにまず理解をしていただいて、議会から執行部のほうにも検討を促していただきたいという意味での陳情です。

ほかの自治体にも今回は提出しています。島根県側の関係自治体、安来市、出雲市、松江市、雲南市と、それから島根県、それと鳥取県、境港市、米子市ということで、8自治体に提出しています。

**○稲田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。ありがとうございます。

**○稲田委員長** ほか、ございますか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び錦織議員に説明を求めます。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

**○稲田委員長** 賛同議員は賛同理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、土光議員。

○土光委員 賛同理由を述べます。

私自身は安定ヨウ素剤の事前配布、これは必要なことだというふうにはずっと思っています。今、制度としては、鳥取県、米子市、事前配布やっていますが、配布率が非常に低い、1%未満という状況で、配布率を上げることが必要だと思っていて、そこで、今回の陳情のように、配布率を上げるという意味で、新潟方式を検討するというのは検討するに値するものだと思いますので、賛同をしました。

○稲田委員長 次に、錦織委員。

○錦織議員 錦織です。賛同理由を述べます。

適切なタイミングでの安定ヨウ素剤が、深刻な原発事故の発生、放射性物質が放出された場合には、この安定ヨウ素剤の服用が効果があるということは御承知のとおりです。

米子市でも事前配布を実施していますが、配布率は0.7%と、1%にも満たないのが現状です。新潟で郵送で効果が上がっているということですが、私が2017年に調査に行った丹波篠山市、ここは市役所から高浜原発や大飯原発まで約50キロ離れていましたが、2015年から安定ヨウ素剤の事前配布もしていました。現在は、新規も更新も新潟のように郵送でも受け取りをしており、更新率は70%を超えています。丹波篠山市はUPZ圏外なので市の負担もありますが、米子市のUPZ圏内では費用負担は国です。乳幼児、妊産婦の被曝を避けるためにも配布率向上に効果を上げている新潟方式をぜひ米子市でも進めるよう、検討してもらおうよう、議会での陳情の採択をしたいと思います。以上です。

○稲田委員長 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないですね。

ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

〔土光賛同議員は委員席へ移動〕

○稲田委員長 そのほか質疑はございますか。

又野委員。

○又野委員 ちょっと執行部のほうに聞きたいと思いますが、県のほうでは、さらなる事前配布を進めるためにも、何か検討するというような話を聞いたんですけれども、何か県からそのような相談というか、連絡とかってというのは、米子市のほうにもあったんでしょうか。あれば、どんな内容だったのか、教えていただければと思ひまして。

○稲田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 事前配布につきましては、事前配布を希望されます方へ、UPZ内の希望する方に確実に届けることができるように、今、他の自治体の配布方法というのを参考に、鳥取県を中心に米子市、境港市、あと、薬局等の関係機関と調整をしながら検討を行っているところでございます。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、そのように県のほうからも何か連絡があったってということですか、どうなんですか。そこら辺がちょっと分からない。

○稲田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 県のほうに伺いまして、そのように進めていこうということで伺っております。

○又野委員 なるほど。分かりました。

○稲田委員長 ほか、質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないですね。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。順番で、土光委員から岡田委員に向かって、最初、その後、又野委員から、最後、矢田貝委員の順で伺いたいと思いますので、お願いします。

土光委員、お願いします。

○土光委員 先ほど賛同理由のところでも述べましたが、この事前配布、これ、実際の避難計画、実効性を担保するという意味で、非常に意味のあることだというふうに思っています。今、事前配布をやっていますが、なかなか周知の、なかなか配布率が上がらない原因というのは特定はできないと思うのですが、事実として配布率が1%未満、これ、何とか上げる必要があるということで、検討をしなければいけないと思っています。

ちょうどこの陳情で新潟方式、これ、やることによって、配布率が半分近く、40から50%になったという例もあるので、ここでのやり方というのは非常に私たちにとって参考になると思いますので、ぜひこの新潟方式を検討して、取り入れるべきところは取り入れるということで、検討すべきだと思います。ということで、採択を主張します。

○稲田委員長 次に、森谷委員。

○森谷委員 鳥取から来ていただきまして、山中様、御苦労さまでございます。ありがとうございます。

お話を聞かせていただく中で、鳥取から来ていただいているということとか、あと、新潟方式ということで御説明を受けてるんですけども、私が率直に感じるのは、地元の、特にUPZの米子の地元の方々の考え方というか、その辺に対する啓発がどうなのかなという、まず、その辺りが一番重要じゃないかなと思ってまして、安定ヨウ素剤の事前配布率をどう上げるかという意味においても、地元の声をまずお聞きしたいという気持ちがありますし、それと、島根県においても、UPZ圏内の取組、それがどうなっているかというの、その辺りの情報がちょっと不足してるなと思っております。そういうことで、まず、UPZ圏内の地元のこの啓発、これもまずしっかりとやっていただきたいという気持ちが強いので、新潟方式等々、すぐにこれを取り入れるということに関しては不採択でお願いいたします。

○稲田委員長 不採択ですね。

○森谷委員 不採択。

○稲田委員長 次に、西野委員。

○西野委員 安定ヨウ素剤の事前配布については、今までも説明会に加え、薬局での配布や説明会の遠隔化を可能としております。安定ヨウ素剤の事前配布については、引き続き市民それぞれの御判断で事前に受け取るのか受け取らないのか、決めていただければいい

と思いますので、今回の陳情は不採択とさせていただきます。

**○稲田委員長** 次に、岡田委員。

**○岡田委員** 私も不採択を主張したいと思います。

先ほど西野委員のほうからも説明がありましたけれども、やはりまずは必要とされる方、希望される方に確実に配布するという方向性がまずは第一だろうというふうに思っておりますので、今、この陳情書にありますように、新潟方式の導入の検討、開始をするということではなくて、まずは、先ほど申し上げたように、必要とされる方に着実に届けられるような体制、啓発等も含めまして、やっていただけるようにしていただけたらと考えております。以上です。

**○稲田委員長** 次に、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。

これまでのやり方ですと、先ほど来、話があるように、配布率が非常に低いままです。やはり希望していても、なかなかそこまでの手間を取れないとか、そういう方もおられると思います。先ほどの話でもありましたように、新潟方式だと、やはり配布率上げやすくなっているということです。

実際、そういう災害が起きてからだと受け取りの負担も大きくなりますし、想定外のことを考えると、実際に何かあったときに配布場所に行ったりだとか、配布の体制が十分整わなかったりとか、そういうことも考えられますので、配布率っていうのはもう可能な限り上げていく必要があるかと思います。実際そのときになって必要だと思っても、そういうことが考えられますので、配布率を上げるため、そして、服用を優先すべき対象者が適切なタイミングで服用できるようにするためには、可能な限り配布率を上げておく必要があると思いますので、この陳情について採択を主張いたします。以上です。

**○稲田委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 結論としては、陳情不採択を主張します。

陳情者は違いますけど、9月議会のときにも安定ヨウ素剤については出てまして、そのときにいろいろ、様々な人の意見をできる限り聞いたり、当局の対応についてもお伺いしたりしてきました。安定ヨウ素剤が薬品であるということからの、その取扱いというところの問題というのがやっぱりついて回るっていうことがあります。私はそれをやっぱり強く認識しております。

それで、先ほども配布率の数字が1%に満たないという話が出ておりましたけれども、その安定ヨウ素剤の配布率の数字だけを捉えて、原子力防災をどう捉えるのか、現状ですね、原子力防災に対する認識の現状をどう捉えるかということ抜きには考えられない、そこを分析するのは乱暴だと思っております、原子力防災のハンドブックにもこれも記載されていますよね。赤字で記載されています。原子力防災についての関心が、そもそも全体像が、どう防ぐかという関心が上がっていくことをまず基本として考えないと、その部分を抜きにして、先ほどの薬品である安定ヨウ素剤だけを切り取って、先に配布するというのは、私はやっぱり順序が違うというか、組立てが違うと思っております、やっぱりそういった、全く副作用が心配されない薬品ということではないので、そういったものを原子力防災に対する認識の中で取扱いを考えていただくということの組立てじゃないと、ここの部分だけを捉えて早く配布するということについては、私は反対です。したがって、

この陳情については不採択を主張します。

○**稲田委員長** 次に、矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私も不採択を主張させていただきます。

まず、陳情者のこの陳情を見させていただきました。理由のところについては同じ思いでありますし、求める方に確実に安定ヨウ素剤が届いていく、その一つの視点として配布率が伸びていくというところにあるというのも理解はさせていただきますが、今、中田委員がおっしゃいましたように、事前配布率を見ることだけが取組の判断であるかというのは、この答えは1つではないというふうに思っております、市としての取り組む視点というのは、判断のために皆様に対して正しい啓発をしていくこと、また、正しく情報発信していくことということが市として取り組むべき大きな視点ではないかというふうに考えております。そして、今までも県、米子保健所と境港市、米子市とで、3者で事前配布について取り組んでまいりました。このことについては今後も変わらないことだと思いますので、本市議会において、この新潟方式のことも検討を求めていくというところは違うのではないかと思っております。この陳情に対しての不採択の理由とさせていただきます。

○**稲田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第81号、安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

○**稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第81号について、採決理由の結果の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○**稲田委員長** 御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

山中様、本日はお越しいただきありがとうございます。御退席ください。

[参考人は席を移動]

○**稲田委員長** 続いて、島根原子力発電所2号機に関する動きについて、3件ございます。関連しておりますので、一括して当局からの説明を求めます。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 失礼いたします。そういたしますと、島根原子力発電所2号機に関する動きということで、資料1、2、3を用いまして御報告をさせていただきます。

資料のほうを。

○**稲田委員長** こちらでよろしいですか。

○**田中防災安全課長** すみません。

では、まず、資料1ということで、島根原子力発電所2号機で発生した火災に関する立入調査結果についてです。まず、本年、4月と9月に島根原子力発電所2号機におきまして火災事案が発生をいたしました。これに関しまして、10月23日に鳥取県が立入調査

を実施をいたしまして、本市並びに境港市が同行して確認を行ったものであります。なお、調査結果につきましては、11月28日に添付1、2のような形で立入調査結果をまとめたものを既に提供させていただいております。この資料1は、その添付1、2を抜粋し、まとめたものになっております。

立入調査につきましては、10月23日の水曜日に実施をしております。確認者は鳥取県3名、米子市、境港市、それぞれ1名が行っております。内容につきまして、資料の確認、関係者への聞き取り及び現場の確認も行わせていただきました。それぞれ発生原因を踏まえまして、再発防止対策が適切に実施されているということを確認したものであります。

火災の概要等でございますが、下に表でまとめております。まず、4月30日に発生いたしました火災ですが、これはタービン建物の2階で発生をしたものであります。状況といたしましては、タービン建物内に設置してありました仮設分電箱に焦げ跡があるということを確認し、後に火災と認定されたものであります。負傷者、汚染、被曝等はございません。プラント及び外部への放射能の影響もございませんでした。原因と推定されるものとして、仮設分電箱と溶接鋼材が接触をしていたことによりまして、迷走電流というものが流れまして、仮設分電箱のアース線に流れたと。そして、その仮設分電箱のアース線の端部がねじ留めが締めつけ不良があったということで、そこで電気抵抗が大きくなり、発熱をし、分電箱が焦げたという内容でありました。再発防止対策といたしまして、配置の確認並びに工事管理仕様書の改正などが行われているということを確認いたしました。

9月7日の事案でございます。こちらは原子炉建物西側の屋外で発生をしたものであります。状況といたしまして、安全対策工事の溶接作業を行っていたと、そうしたところ、コンクリート養生マットから出火を確認し、作業員がすぐに消火をしたものであります。このことによりまして負傷者、汚染、被曝等はなし、プラント及び外部への放射能の影響もございませんでした。

推定原因といたしまして、可燃物、養生マットでございますが、こちらが不要となっておりますものが帰線クランプ近傍に残置されていたということ、そして、溶接作業の電流経路を形成しますアングル鋼材と鉄筋の接触面が小さかったことによりまして、そこに流れた電流が溶解をさせたしまったということでありました。再発防止対策につきましては、作業手順書への反映などが行われているということを確認いたしました。

それぞれの事案に関します詳細な報告につきましては、添付1、2ということでございます。こちらは事前に提供もさせていただいておりますので、説明のほう、割愛させていただきます。

2件目といたしまして、資料2を御覧ください。ページ数でいきますと、11というナンバーが振ってあるものになります。本年12月7日の土曜日に、島根原子力発電所2号機の起動作業が行われました。当日、本市からも1名視察という形で参加をしております。その際に配付をされた資料を資料2ということで、今回配付をさせていただいております。当日、この資料を用いましては、①にあります全体の工程、そして、次ページになりますが、②にあります起動の工程イメージ等の説明を受けたということでありました。そして、③制御棒引き抜きによる原子炉出力の上昇というページがございますが、そこに赤枠で囲

まれている原子炉の起動という、決められた順序に従って制御棒を引き抜く、ある程度制御棒を引き抜くと、その状態で出力がゆっくり増加を始める、臨界と、この工程について視察を完了したところでもあります。

もう1点、資料3ということで御報告をさせていただきます。最終、14ページ目であります。

**○稲田委員長** 14ページを送ろうとしている。

**○田中防災安全課長** はい。

**○稲田委員長** みんな、行ってますよね、14ページ目。

どうぞ、続けてください。あと、もう少し大きい声か、マイクを近づけるか、どちらか、根元から近づけてもらっていいですか。

**○田中防災安全課長** 失礼いたしました。

こちら、島根原子力発電所2号機特定重大事故等対象施設等に対する意見等について、回答ということでもあります。

こちらは、去る11月28日に全員協議会において提示をさせていただきまして、様々御意見を頂戴いたしました案件、これを12月10日に県のほうに回答をしたということで、資料のほうをつけさせていただいております。

その後の経過でございますが、12月10日に回答を行った後、13日にコア会議を行っております。

この回答につきましてですが、全員協議会におきまして、大きく4点、御意見があったかと思えます。1点目につきまして、このいわゆる特重施設の完成するまで稼働を止めたほうがよいという御意見だったかと思えますが、本市の考えとしてお示しをしておりましたとおり、安全性をより高めるために有用な安全対策であるということから、速やかな整備を求めるということでございますので、こちらについてはこちらの回答書には反映をしておりません。

続いて、中国電力に対する要請の1項目め、安全対策についてというところでございますが、こちらには人材の育成確保といったことの御指摘がございましたので、本文中の2行目のところ、人的な対応を含め、安全対策を適切に実施すること、この「人的な対応を含め」という文言を追加をさせていただいております。

2番目の手続への対応についてのところで、分かりやすく説明、この対象として住民という言葉を入れたほうがよいという御意見がございましたが、こちらにつきましては、住民に限らず、行政も、もちろん議会の皆様もということになろうかと思えますが、分かりやすく説明を行っていただきたいということで、対象を特定することなく、もともとの文案どおりの表現で回答させていただいたところでございます。

4点目に、当日お示しをしました内容で進めることを了とするという御意見を頂戴いたしました。一部修正を行いました、当日示しましたものと大きく変わったものでないということから、最終的にこの形で県に回答を行ったというところでございます。

以上、3点、御報告させていただきます。以上です。

**○稲田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。ございますか。

土光委員。

○土光委員 ちょっと質問があります。資料の中で。

○稲田委員長 ページ数を言ってもらえますかね。

○土光委員 資料の、下のページ数、2ページ、何か添付1と書いてるやつ、下のところで書いてるのは、右下に2と書いてる、2ページ。

これで、立入調査をしたということで、まず、立入り者、鳥取県から3名、これ、役職でいいですので、どういう方が行かれたか分かりますか。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 すみません、当日のちょっと名簿等を持参しておりませんので、記憶の中でございますが、当日は原子力安全対策課の参事と担当者並びに西部総合事務所から1名というふうに記憶をしております。なお、本市からは、私、防災安全課長、境港市からは調整官が同行したということで記憶しております。以上です。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 この西部総合事務所から1名というのは、どういう方が行かれたんですか。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 すみません。ちょっと詳細には記憶をしておりません。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、この2ページで、8、調査内容の上の文章で、特別な措置を講ずる必要があると認められなかった、要は立入調査をして、措置要求権とか、それは今回、そういったことは必要がなかったということを確認したと書いてあります。米子市は立入調査に同行して意見を述べることができるというのが安全協定上にあると思うんですが、これに関して、何か米子市は意見を述べたのですか。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 具体的に私のほうから直接発言をしたということはありません。以上です。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、6ページ、これは4月30日の火災のやつかな、6ページ。ここで事案概要のところがあって、これも立入調査、10月23日。ただ、この発生当日、4月30日、6ページに発生当日、4月30日、19時頃、これ、米子市、境港市が同行して立入調査をしたと書いてますが、これはどういったことを調査というか、これに関してどうだったかというのをちょっと説明をしていただきたいのですが。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 当日は、発生をしたということの一報を受けまして、鳥取県とともに、また境港市も同行して立入調査を行いました。現場を確認しまして、その段階ではまだ直接的な原因の究明等、まだ何も手だてがございませんでしたんで、そういったことを申入れをして、帰庁したというものでございます。以上です。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 現場を確認というのが、ここでやられた主なことだということですね。

報告に関して、質問は以上。

ちょっと別件で1つ質問があるけど、それは後でいいですか。

○稲田委員長 2号機に関すること。

○土光委員 はい。

○稲田委員長 では、ちょっと待ってください。整理しますね。

主に3点の説明を受けましたので、その説明に対するではない部分が残っているので、改めて、先ほど受けた説明に対する質疑が他の委員からありましたらお願いいたします。

又野委員。

○又野委員 ①の分ですけれども。

○稲田委員長 資料1。

○又野委員 ①じゃなくて、(1)でした。ごめんなさい。

火災に関する立入調査の分ですけれども、一応焦げ跡ってということで、これ、火災として認定されたってということなんで、一応火災があったってということで理解してよろしかったでしょうか。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 ちょっと繰り返しになりますが、4月の案件につきましては、焦げ跡が発見をされたと。消火活動はございませんでしたが、消防によりまして火災というふうに認定されたというふうに伺っております。9月につきましては、実際に出火がございまして、消火活動を実施しております。以上です。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 4月30日の分ですけれども、一応消火活動はしないけれども、火災があったけれども、知らないうちに火災があって、消えていたってということでよろしいんですかね、そしたら。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 今、委員がおっしゃられる火災というのが、いわゆる火が見えたかどうかということなのかどうかはちょっと分かりませんが、こちら、添付の1の1ですので、オンラインの資料でいきますと、2ページの下の方に火災ということでございます。こちらのほうに記載があるとおり、焦げ跡が発見をされました。その原因調査において発熱したことが推定原因であることが確認されたんですが、その調査報告と矛盾はないものであることを確認されました、松江市の消防署のほうで火災というふうに認定をされましたので、火災案件として取り扱っているというものであります。以上です。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 ちょっと私もそこら辺のことを詳しくないので、素人的な話になるのかもしれないんですけれども、火が出てくるかどうかで、火災かどうかという判断じゃないのかもしれないんですけれども、これ、知らないうちに、後で焦げ跡が発見されたっていても、何かもし火災だったとしたら、知らんうちになってるっていうのがすごい問題じゃないのかなって思ったんですけれども、対策としては、金属の箱に換えるとか、手順とか、そういうの分かるんですけれども、その焦げ跡とか火災が何か発見できるような、何かそういう対策っていうのはない、されなくて大丈夫ってということなんでしょかね、これは。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 ちょっとお答えになるか分かりませんが、この焦げ跡事案につきましては、焦げた臭いがしたということで異常を探索したところ、焦げ跡が発見をされまして、その事象について調べたところ、恐らく何らかの、それが火なのか熱なのか、ちょっと

と私も詳細分かりませんが、そういったことが原因で生じたということをもって火災ということ認定されたものというふうに認識しております。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 例えば人が臭いだとか見てというのも分かるんですけども、普通だったら、火が出たりしたら自動的に何か水が出るとか、感知するとか、そういうことがあると思うんですけども、こういうことについては感知とかは何かできないものなのかどうなのか、そこら辺、ちょっと私もそこら辺詳しくないんですけども、どんなもんか。もし人が臭いとかで分かればいいんですけども、分からない部分とかっていうのが起きた場合に、何かそういう対応とかってできるようにしたほうがいいのかなどか思ってなんですけれども。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

田中課長、多分ハウリングしないと思いますんで、入れたままで大丈夫ですよ、入れといてください。

○**田中防災安全課長** ちょっと我々も施設の詳細については分かりませんが、作業している途中で焦げ跡、焦げた臭気が出て、覚知をしたということですので、作業が完了すれば、そういった出火原因になるようなものを取り外すというのは、当然作業手順書等に決められておろうかと思えます。

今回の件でもって、例えば出火に至る案件、至らない案件を人の力に頼らず、何かしら覚知する方法があるかないかというところにつきましては、そういったところについての説明等は受けておりませんが、中国電力において適切に対応していかれるものというふうに承知しております。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** そうですね、ちょっともしかしたら読み忘れてたことがあるかもしれないんですけども、これ、作業中だったんですか、この焦げ跡が発見されたっていうのは。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** こちらにありますように、そうですね、1枚目のほうにございます。午後3時44分頃ということで、仮設作業をしている方が発見をしておられますので、作業中であつたものというふうに認識しております。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** この仮設分電箱についての作業なんですかね。ほかの作業中ですかね。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 作業の内容ですとか、どういった区分けとといったことについては、私はちょっと承知しておりません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 何かそこら辺がはっきりしてないと、確かに私もこれ以上聞いてもなかなか解決できるかどうか分からないなと思ったところですけども、やっぱり人がいない場合とかっていうときに、もしこういうことが起きた場合にも何かしら、何か対応できるようなものっていうのを対策として入れてほしかったなというのがありますんで、それは意見として伝えておきます。

じゃあ、違う話になりますので、先に。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 多分もやもや感が残ってると思う。多分これ読んで分かる人って、技術的に分かる人はそんなにいないと思うんですけども。まず、ちょっと、この仮設分電箱は何をするための仮設分電箱だったかっていうのは聞かれましたか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 具体的に何をするためということはお伺いしておりませんが、様々な作業を行うために、電気を引っ張ってくる、それに伴って、仮設分電箱というのを設置をするという、その工程の一つというふうにお伺いしております。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 多分専門用語も出てるので、私は実は伯備線電化したときに迷走電流対策をやった人間なので、この技術的なこととかは分かるんですけど、多分ねじ留めのところぐらいで、臭気が出たぐらいでは火災警報機、報知器、感知器は感知しないと思うんです、もっと煙の粒子が上がらないと。そういうレベルだったということと、設置箇所が大きな火災につながるような設置箇所だったかという問題とか、そういうところから判断されると思うんですけど、対策も迷走電流対策としては、絶縁のとことか締めつけだとか設置箇所の距離だとかっていうことが妥当だと私は思うので、この内容については私は了ではないか、了と思います。

ここにも書いてあるように、今後こういう情報が誤解を生じないような、向こうにも情報提供の仕方を、要するに、言い方悪いですけど、素人が聞いて分かるかどうかみたいな話ではなくて、要は安全の裏づけが分かりやすく、向こうに説明をしていただくような要請はしていただいたほうが誤解を生じなくて、どういう火災につながるようなものだったのかというのもイメージが多分できないと思いますし、そこら辺についてはまた要請をしていただければと思います。以上です。

○**稲田委員長** では、また。

土光委員は説明の外、これに関連。

○**土光委員** 外があるんだけど、ちょっとこれに関して聞きたいことがあったので、今のやり取りで。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 1つは、分電箱の火災云々で、これ、多分中国電力がこういう文字だけじゃなくて、図解で割と丁寧に説明している資料があったと思うんですよ。これ、ほかの会議で中国電力がこの火災について、こうこうこうだったというのを割と図入りで説明している場面があったので、多分そういう資料をお持ちだったら提供してほしいし、もしなければ中国電力に、これに関して、ほかの会議で中国電力使ってるので、その資料を要請してもらおうということではできませんか。少なくとも委員には、今、配付といっても、データで配付できるので、提供していただければと思うんですが。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 中国電力に確認をして、対応したいと思います。

あわせて、2点ちょっと補足をさせてください。先ほど土光委員のほうから御質問がありました役職についてですけれども、県のほう、原子力安全対策課から参事と係長、西部総合事務所からも参事の方が参加をしておられます。

あと、又野委員のほうから、作業中ということ、すみません、私のほうもその場でちゃんとお答えできればよかったんですが、6ページ目の発生当日の時系列のところに、架台設置に伴う溶接作業中ということ、でございますので、そういった作業中であつたということ、でございます。失礼いたしました。以上です。

**○稲田委員長** これは又野委員に戻ればいいですかね。

次の項目、違う項目の質問ですか。

どうぞ、又野委員。

**○又野委員** (3)の回答について、一番最後のところ、資料3になるんですけども、先ほど私が全員協議会のときに話をさせてもらった、この特重施設ができるまで稼働を待つてほしいというのと、分かりやすい説明の対象もしっかりと書いておいてほしいということ、それを付け加えなかったりした理由は述べられたんですけども、やはりどうしても、私としては、住民の方からも、そういう特重施設まで再稼働を待つてほしいという意見があつたというのをに入れてほしいという気持ちは変わらないですし、県の顧問会議でもやっぱり説明は住民等へのつてははっきりと書いて、たしか意見を述べられていたと思いますので、やはりそこら辺、書いていただけなかったということについて、私は認められないといひますか、納得いかないというところは伝えておきたいと思ひます。以上です。

**○稲田委員長** では、報告の説明があつたものに対する意見、質問等は以上でよろしいでしょうか。

**○土光委員** だから、聞き忘れが1つあつたので。

**○稲田委員長** 聞き忘れ。

土光委員。

**○土光委員** まず、その前にこの立入調査の件で、参事という方、この参事がよく分からないんですが、多分原子力安全対策課関連の参事の方、西部総合事務所の参事つて、これ、どういふ、何か全然イメージ湧かないんだけど。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** すみません、私も同席はさせていただきましたが、その方の職責、職務内容等については十分に存じ上げておりません。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりましたといふか、仕方がないです。

ちょっと追加の質問で12ページ、資料の12ページ、下のところで、制御棒引き抜きによる原子炉出力の上昇、これに関して、これつて起動する場合、これ、12月7日だつたと思ひます。このときに、米子市も立会いに行つてますよね。だから、米子市の起動に関しての立会いは、いつからいつまで、今は多分もうしてないかなと思ひうんだけど、もししてたらしていただいでいいですけど、立会といふのはいつからいつまで立会、これ、起動の作業つてもう24時間ずっとやつてる作業だと思ひうんですが、ずっと立ち会つていたのか、その立会いの状況。それから、今はもう立会いはしてないのか。今後、それこそ臨界とか営業運転とかあるけど、それに関しては立会いの予定はあるのかどうかといふことを説明お願ひします。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 起動の視察のほうは私が行きましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、起動の視察でございますけれども、いつからいつまでかという、時刻のほうは午後1時から午後5時まで、4時間。

○**土光委員** 7日ですよ。

○**松本防災安全監** 7日です。これは起動するまでは、当然起動の状態です。原子炉でございますので、それを起動に切り替えますよという作業が始まる場所からでございます。実際には、起動開始が3時だったのですかね、ちょっと記憶がはっきりしませんけれども、その間にいろいろ準備をされて、3時起動で、臨界に達したのが、4時50分に臨界に到達したよという報告がございましたので、それを確認して視察のほうを終了いたしました。

○**稲田委員長** 今後はの部分は。

○**松本防災安全監** ですね、すみません。

今後でございますけれども、これ以降、中国電力が言われます再稼働、もう一度起動するという作業から順次ありますけれども、今後の予定につきましては、まだ決まっておられません、いろいろ情報を整理しながら適切に対処はしていこうと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 立ち会った時間ですが、最初、1時から4時までというふうに言われたと思います、午後の。臨界が4時50分、臨界のときまでだったら、1時から4時ではないと思うんだけど、ちょっとそこは。

○**稲田委員長** 1時から5時の4時間。

○**土光委員** 5時と言った。

○**稲田委員長** はい。

○**土光委員** 失礼しました。私の聞き間違いです。1時から5時ということですね。

○**稲田委員長** はい。

○**土光委員** 分かりました。これに関してはオーケーです。

○**稲田委員長** では、当初説明があった内容に対する意見、質問等は以上でよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 土光委員のほうから、2号機に関する事だということですので、どうぞ。土光委員。

○**土光委員** 最近、2号機に関して水位計の誤認があって、実は正常だった、そういったことがマスコミで報道されているんですが、そのことに関して、中国電力と米子市の間でどういう報告、やり取りがあったのかというのを説明お願いできればと思います。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** そういった事象が発生をしたということにつきましては、当日のうちに連絡をいただきました。また、本市といたしましては、鳥取県、境港市とも連絡を取り合いまして、対応等について検討をしておりましたけれども、結論といたしまして、そういった事象ではないということでございましたので、当日は情報共有というところで終わったということでございます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○土光委員 連絡があって、何らかの対応が必要だという検討をしているときに、実は異常ではなかったということがあったから、それでおしまい。実際、まず、第一報があったのは何時ですか。それから、大丈夫だったというのは何時ですか。時間が分かれば。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 すみません。本日、その資料のほうをちょっと手元に持ってきておりませんので、ちょっとこの場ではお答えができかねます。

○土光委員 また、後で何らかの方法でお知らせいただきたいと思います。

○稲田委員長 よろしいですね。

じゃあ、それはお願いします。

以上でよろしいでしょうか。

ちょっとお待ちくださいね。

○田中防災安全課長 じゃあ、後ほど。

○稲田委員長 後ほどということで。では、お願いします。

ほか、ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

こちらで準備したものは以上でございますが、その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 では、なしといたします。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午前 10 時 57 分 開会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清